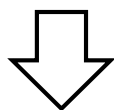


・訪問型サービス（変更前・変更後）

〈 変 更 前 〉

訪 問 型 サ ー ビ ス		
サービス種別	国基準訪問型サービス (現行の予防訪問相当)	いきいきヘルパーサービス (独自基準訪問型サービス：基準緩和型 A)
サービス内容	訪問介護員による身体介護および生活援助	訪問介護員および一定の研修を受けた元気高齢者等による生活援助
利用者の状態像	①すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ②身体機能や認知機能の低下等があり、身体介護等の専門的支援を必要とする方	身体介護は必要としないが、身の回りの家事等を行うことが困難で支援を必要とする方
利用者負担	介護保険負担割合証の割合	介護保険負担割合証の割合
実施方法	事業者指定	事業者指定
費用の考え方	●現行の報酬体系どおり ・週1回程度 1,168 単位/月 ・週2回程度 2,335 単位/月 ・週3回程度 3,704 単位/月 ・初回加算, 生活機能向上連携加算 等	●1回当たりの単価を設定 ●利用者負担は定率(負担割合証の割合) ●1回60分まで, 週2回まで利用可能 ●加算は初回加算のみ設定
基準	予防訪問と同じ(実施要綱で規定)	緩和した基準(実施要綱で規定)
備考	・「一定の研修」はヘルパー3級に準じる内容で市が実施する予定	



〈 変 更 後 〉

訪 問 型 サ ー ビ ス		
サービス種別	国基準訪問型サービス (現行の予防訪問相当)	いきいきヘルパーサービス (独自基準訪問型サービス：基準緩和型 A)
サービス内容	訪問介護員による身体介護および生活援助	訪問介護員および一定の研修の受講を終了した者による生活援助
利用者の状態像	①すでにサービスを利用しており、継続利用が必要な方 ②身体機能や認知機能の低下等があり、身体介護等の専門的支援を必要とする方	身体介護は必要としないが、身の回りの家事等を行うことが困難で支援を必要とする方
利用者負担	介護保険負担割合証の割合	介護保険負担割合証の割合
実施方法	事業者指定	事業者指定
費用の考え方	●現行の報酬体系どおり ・週1回程度 1,168 単位/月 ・週2回程度 2,335 単位/月 ・週3回程度 3,704 単位/月 ・初回加算, 生活機能向上連携加算 等	●1回当たりの単価を設定 ●利用者負担は定率(負担割合証の割合) ●1回60分まで, 週2回まで利用可能 ●加算は初回加算のみ設定
基準	予防訪問と同じ(実施要綱で規定)	緩和した基準(実施要綱で規定)
備考	・「一定の研修」はヘルパー3級に準じる内容で市が実施する予定	